

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第45条の規定によりこの法人の業務のため旅行した職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員等に対して支給する旅費に関しては、別に定める場合を除きこの規程による。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 事務総長を含む事務局の職員
- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出張 職員等がこの法人の職務のため旅行することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子（配偶者の子を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の別に定める者（以下この号において、「旅行業者等」という。）であって、この法人と旅行役務提供契約（旅行業者等がこの法人に対して旅行に係る役務その他の別に定めるものを旅行者に提供することに約し、かつ、この法人が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。
- (8) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴い在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴い在勤地に旅行することをいう。
- (9) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその家族又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該者に対し当該出張に係る旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(4) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(5) 職員が退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員。ただし、この法人に新たに採用される前の居住地に帰住する場合に限る。

(6) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族。ただし、この法人に新たに採用される前の居住地に帰住する場合に限る。

3 就業規程第41条の規定により、この法人を解雇された場合、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員等が、この法人の依頼又は要求に応じ、職務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等（以下「証人等」という。）として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受けた場合、死亡した場合その他別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他会長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、この法人が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

8 旅費の支給日は、会長が別に定める。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」とする。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とする。）によって行う。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令等は、事前の承認によるものとする。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書（以下この項において「旅行命令書等」という。）を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が、旅費の支給がされない旅行命令等を発し、又はその変更をする場合は、口頭によりこれを行うことができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は

方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第7条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給することができる。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、5日以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、15日以内に当該過払金を返納させなければならない。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費用及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うもので合って、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

- (4) 座席指定料金
 - (5) 特別車両料金（会長等（国際競技連盟等の役職者等を含む。）に随行する職員等に限る。）
- 2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、別に定める等級の旅客運賃の額とする。
 - 3 第1項第2号に掲げる急行料金、同項第4号に掲げる座席指定料金及び同項第5号に掲げる特別車両料金は、別に定める旅行については支給しない。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定める旅行については、定額で支給する。

(船 貨)

第11条 船貨は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃（はしけ貨及び桟橋貨を含む。次項において同じ。）
 - (2) 寝台料金
 - (3) 座席指定料金
- 2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、別に定める等級の旅客運賃の額とする。

(航空貨)

第12条 航空貨は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号に掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
 - (2) 座席指定料金
- 2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、別に定める等級の旅客運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、

その額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 陸路（鉄道を除く。）による旅行に要する費用で次の各号に掲げる区分（次号において「車賃」という。）に応じ当該各号に定める額の合計額
- ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する旅客運賃又は料金 当該旅客運賃又は料金の額
 - イ 旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に要する費用 1 キロメートルにつき自動車の燃料の価格その他の事情を勘案して別に定める額
 - ウ 道路又は駐車場の料金（職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により道路又は駐車場の料金を必要とした場合に限る。） 当該料金の額
 - エ アからウまでに掲げる費用を除く移動に直接要する費用として別に定めるもの当該費用の額
- (2) 車賃を除く移動に直接要する費用として別に定めるものの額

(宿泊費)

第 14 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以下「令」という。）に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して別に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合は、当該宿泊に要する額とする。

(包括宿泊費)

第 15 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 16 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の宿泊手当の額を勘案して別に定める一夜当たりの額とする。

(旅行雑費)

第 17 条 旅行雑費は、旅行に要する雑費とし、その額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号及び第 13 条第 1 号アからエまでに掲げる各費用並びに同条第 2 号に規定する費用に付随する費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他旅行に必要なものとして別に定める額の合計額とする。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任（新たに採用された職員の赴任については、別に定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次条第1項において同じ。）に伴う転居に要する費用（同項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態に勘案して別に定める額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して別に定める額とする。

第3章 雜 則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当する額を加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(帰住者の旅費)

第 21 条の 2 第 3 条第 2 項第 5 号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。

2 前項の場合において、退職となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は第 6 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

(証人等の旅費)

第 23 条 第 3 条第 4 項の規定により支給する旅費は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が会長に協議して定めるものとする。

(外国在勤の職員等の旅費)

第 24 条 外国在勤の職員（赴任のために外国旅行をする職員を含む。）又はその遺族には、この規程の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に定める国家公務員等の例に準じて旅行命令権者が会長に協議して定める旅費を支給する。

(旅費の支給額の上限)

第 25 条 鉄道賃（第 10 条第 4 項に掲げる鉄道賃を除く。）、船賃、航空賃及びその他の交通費（第 13 条第 1 号イに掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号並びに第 13 条第 1 号ア、ウ及びエに掲げる各費用並びに同条第 2 号に規定する費用について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各費用について第 7 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条及び第 19 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第 26 条 旅行命令権者は、旅行者がこの法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他

旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程又は旅費に関する別の定めによる旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこの規程に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(改 廃)

第 28 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第 29 条 実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月12日から施行し、改正後の公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会旅費規程第2条第8号及び第9号、第3条第1項、第2項第1号、第2号、第5号及び第6号、第4条第1項、第21条の2、第22条並びに第25条第2項の規定は、令和7年4月1日から適用する。